

競技会の参加にあたって

1 競技者登録について

この要項に記載してある競技会に出場する競技者およびチームは、すべて(公財)日本水泳連盟の競技者登録・団体登録を完了した者に限る。ただし、登録を抹消された者は、すべての公式競技会および公認競技会には出場できない。

2 標準記録突破について

この要項に記載してある標準記録突破者とは、(公財)日本水泳連盟またはその加盟団体が主催する公式競技会・公認競技会において、設定されている標準記録を突破した者をいう。(リレー競技の第一泳者および1500m自由形の800mにおける正式時間を含む)

ただし各大会において別に定めのあるものについては、この限りではない。

3 競技会の申込締切日について

この要項中、競技会によっては加盟団体を通じて申し込みを行わなければならないことがある。その際の申込締切日は、加盟団体からの申込締切日であって各チームまたは個人の申込締切日ではないので、特に各都道府県内の予選会等終了後の申込手続きについては十分な注意を要する。

4 棄権者について

出場申込をした競技者またはチームが棄権する場合は、競泳競技および飛込競技・シンクロ競技については決勝(B決勝を含む)・準決勝もしくは出場資格に制限のある予選、その他の競技種目については予選を含む全競技に対し、棄権料を所属加盟団体およびチームと連帯して支払う義務を負う。ただし、棄権の理由が競技会の期間内にアリーナ内でこうむった負傷による場合はこれを免除する。

棄権1回につき 3,000円 ただし、リレー競技は、5,000円

水球競技は、10,000円

シンクロ競技は、1名1種目3,000円

納金は、大会当日所定の場所へ納めなければならない。

※棄権の届出はできるだけ速やかに、当日の予選競技開始20分前までに招集所に申し出ること。

B決勝・準決勝・決勝競技は棄権は出来ない。やむなく棄権する場合は、その予選競技種目終了後1時間以内に招集所に申し出ること。タイム決勝について、大会規定による。

5 不行跡行為等の制裁について

故意に競技の進行を妨げたり、大会の品位を著しく傷つける行為等に対しては、行為者および所属チームを含め制裁を科すことがある。

6 着用する水着について

競泳の公式・公認競技会において着用する水着は、本連盟の定めに従ったものでなければならない。また、水着あるいは身体へのテーピングは禁止とする。

7 商標の規制について

公式・公認競技会で、すべての競技者・監督・コーチおよび役員(以下「競技者等」という)が、競技会の競技場内で行うことができるロゴ・マーク、メーカーのロゴ・マークについては、以下の通り扱う。(違反があった場合は、その大会の出場を停止させることもある。)

①水着には、競技会の競技場内では、大きさ30cm²以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。

- ②ウェアには、競技会の競技場内では、大きさ40cm²以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
- ③その他持ち物には、競技会の競技場内では、大きさ20cm²以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
- ④メーカーのマークは前項の大きさ以内であれば重複してもよいが、ロゴは1カ所のみしか使用できない。ただし、使用される1枚の水着について、最大30cm²のメーカーのロゴは、ウエストより上の位置に1つ、下の位置に1つ許される。これらのロゴは、相互にすぐ近くに隣接して置いてはならない。ツーピースの水着に関しては、上部に1つのメーカーのロゴが、そして下部に1つが許される。
- ⑤競泳は、その大会に出場する所属チーム名、都道府県名の表示は30cm²以内とする。
- ⑥前項にあげた『水着および衣類、持ち物』についてのメーカーのロゴ・マーク、所属チーム名、都道府県名のほかに(公財)日本水泳連盟により認可されたスポンサーロゴ・マークを1個つけることができる。(「競技会において着用、または携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取扱い規定」参照)

8 監督者会議への出席について

監督・コーチは、競技規則・競技会要項を熟知するとともに、競技会前の監督者会議には必ず出席し、決定された指示や連絡事項を競技者に適切に伝達する。

9 自動審判計時装置の使用について

この要項に記載してあるすべての競泳競技会は、全自動審判計時装置を使用する。

10 災害保障について

この要項に記載してある競技会(国体を除く)の参加者の大会期間中における災害保障については、(公財)日本水泳連盟の負担において行う。保障の内容は、本連盟と保険会社との契約範囲内に限られる。(国体については、(公財)日本体育協会の災害保障規定による)

11 同意書の提出について

中学生以下の参加者については、保護者の同意書を必要とする。

12 IDカードの携帯について

IDカードは、(公財)日本水泳連盟競技者登録者の証明となり、カードによる記録認定証の発行に使用されるので、競技会には必ず持参し紛失しないよう注意する。